

三重県飲食店時短要請等協力金 第6期 早期支給のご案内 【東紀州地域版】

三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）について、要請期間の終了を待たず、**協力金の一部を先行して支給します。**

早期支給
受付期間

**令和4年1月31日(月)から
令和4年2月7日(月)まで**（消印有効）

支給金額

まん延防止等重点措置期間14日間のうち、**一部**を早期支給します。

対象地域内 (※) **1店舗あたり 17.5万円** (※) ※(2.5万円×7日分)

※対象地域：1月31日から重点措置区域に追加された**尾鷲、熊野保健所管内の2市3町**をいいます。

※認証店、非認証店で早期支給金額に違いはありません。

※早期支給の申請の有無に関わらず、協力金として支給される金額の総額に違いはありません。

主な支給要件

以下の**全ての要件を満たしていることが必要**です。

- ・令和4年1月31日以降の時短要請等に応じていただいていること(※1)
- ・三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）の**支給対象事業者**であること(※2)
- ・令和3年4月26日から10月14日にかけて実施した三重県飲食店時短要請等協力金（第1期から第5期のいずれか）について**受給実績があり、かつ不支給となっていないこと**(※3)
- ・要請期間終了後の本申請を**売上高方式で申請する店舗**であること(※4)

(※1) 認証店と非認証店では要請内容が異なります。詳細は県HPをご確認ください。

(※2) 対象事業者についての詳細は、県HPをご確認ください。

(※3) 現在審査中の店舗も早期支給の申請が可能ですが、早期支給の申請があることを理由に審査を優先的に進めることはできませんので、あらかじめご了承ください。

(※4) 本申請の際に売上高減少額方式に変更して申請することはできません。

留意事項

以下の**留意事項を必ずご確認ください。**

- ・早期支給分を除いた**協力金の残額は、後日お知らせする要請期間終了後の本申請で申請**いただき、審査ののちにお支払いします。(※1)
- ・要請期間中の見回りにより協力状況に疑義が生じた場合、早期支給ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・早期支給を希望しない場合は、要請期間終了後の**本申請**により、協力金の全額を一括して請求することができます。
- ・早期支給の申請について**不備がある場合、早期支給ができなくなることがあります**ので、申請前に十分ご確認ください。
- ・振込口座は、**第1期から第5期のいずれかで使用したもの**に限ります。

(※1) 本申請の審査により、協力金の支給対象ではないことが判明した場合、既にお支払いした早期支給分の**全額を返還いただくことになります**ので、あらかじめご了承ください。



**本申請がない場合、早期支給済みの協力金を返還
していただくことになります。**

必ず、要請期間終了後の本申請を行ってください。

早期支給と本申請の支給額イメージ

※1/31～2/13の間時短要請に応じ、協力金日額単価が下限額の場合のイメージ



まん延防止等重点措置期間

- ・早期支給分として請求できる17.5万円以外の残額
- ①の場合：24.5万円（黄色部分）
- ②の場合：17.5万円（黄色部分）
- ※認証店は、①又は②のいずれかを選択可能です。但し、②の場合は、協力金の支給日額が2.5万円～7.5万円となります。
- ⇒残額の支給を受けるには、要請期間終了後の**本申請**が必要です。**本申請をしない場合、残額の支給を受けられないだけでなく、早期支給済みの協力金を返還していただくことになります。**

申請の大まかな流れ

①時短要請に応じた営業

②早期支給分の申請（郵送）

③早期支給分の支給

④**本申請**（※）

→ 本申請受付要項公表後の手続き

※本申請について

- ・本申請の申請受付要項等については、要請期間終了後に県HPに掲載予定です。申請受付要項をご確認のうえ、必要書類を整え申請してください。
- ・期限までに本申請をしていただけない場合、早期支給済みの協力金を返還していただくことになります。必ず本申請を行ってください。

申請に必要な書類

※郵送のみの受付となります

- ①【早期支給用】支給申請書兼請求書（第1号様式）
- ②【早期支給用】誓約書（第2号様式）

※店舗に関する状況を説明する資料が必要な場合があります。詳細は県HP及び申請受付要項をご確認ください。

<宛先>

〒514-8799 津中央郵便局
 三重県飲食店時短要請協力金事務局 宛
 【第6期】早期支給申請

【三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口】

開設期間：1月21日（金）～2月28日（月）※土日祝除く
 電話番号：059-224-2335 受付時間：9時から17時

「三重県飲食店時短要請等協力金（第6期）」においては、「あんしん みえリア」認証店である場合、要請内容を選択することが可能です。詳細は県HPをご確認ください。
 (https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00039.htm)

